

1 1 月 NEWS

① 税制情報

今年も残すところ、あと 2 ヶ月になりました。年末には、毎年恒例の年末調整があります。そこで、今回の税制情報では、年末調整について昨年と比べ、変わったところについてまとめたいと思います。

(1) 生命保険料控除の変更

所得税の生命保険料控除が改正され、各保険料控除の合計適用限度額が現行の 10 万円から 12 万円に引き上げられました。

平成 24 年度以後の生命保険料の計算の方法については次の 3 つに大きく分けられます。

1 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除

イ 新たに介護医療保険契約料控除(適用限度額 4 万円)が創設されました。

ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 4 万円とされました。

ハ 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

ニ 以上により介護医療保険契約料控除・一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額がそれぞれ 4 万円となり生命保険料控除の限度額は合計で 12 万円となります。

2 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等(旧契約のみ)に係る控除

従前と同様の一般生命保険料控除及び個人年金保険料(適用限度額それぞれ 5 万円)が適用されます。

これについては一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額がそれぞれ 5 万円となり生命保険料控除の限度額は合計で 10 万円となります。

3 新契約と旧契約の双方について控除を受ける場合

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記 1 及び 2 にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(適用限度額 4 万円)とされました。

イ 新契約の支払保険料等について、上記 1 ハの計算式により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等について、従前の計算式により計算した金額

従前の計算式は次のとおりとなります。

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等×1/2+12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等×1/4+25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

ハ 新契約と旧契約の双方に加入している場合

新契約と旧契約の双方に加入している場合の新（旧）一般生命保険料または新（旧）個人年金保険料は、一般生命保険料又は個人年金保険料の別に次のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	1 のハに基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	3 のロに基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	1 のハに基づき算定した新契約の控除額と 3 のロに基づき算定した旧契約の控除額の合計額(最高 4 万円)

(2) 源泉税の納期限について

「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が 7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年 1 月 20 日となりました。

【「納期の特例」の承認を受けている者の納期限】

源泉所得税の区分	納期限	
	改正前	改正後
① 1 月から 6 月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	7 月 10 日	7 月 10 日
② 7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	翌年 1 月 10 日	翌年 1 月 20 日
③ ②のうち、「納期限の特例」の届出書を提出している者で一定の要件を満たす場合	翌年 1 月 20 日	廃止

なお、「納期の特例」の承認を受けていない源泉徴収義務者の納期限については、改正が行われていませんので、その源泉徴収義務者が 12 月に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限は従前どおり翌年 1 月 10 日です。

(3) 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額の変更

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当について、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額（最高限度：月額 10 万円）までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となります。

※ 「運賃相当額」とは、交通用具を使用して通勤する給与所得者が通勤のため鉄道などの交通機関利用したとしたならば負担することとなるべき運賃等で、通勤に必要な運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものの額に相当する金額をいいます。

【具体例】

※ 通勤距離片道 50km、距離比例額 24,500 円、運賃相当額 30,000 円、通勤手当 32,000 円の場合

〔改正前〕		⇒	〔改正後〕
32,000 円 (通勤手当の額)	2,000 円が課税対象		7,500 円が課税対象
30,000 円 (運賃相当額)	運賃相当額まで非課税		距離比例額まで非課税
24,500 円 (距離比例額)			

②11月の主な税務

11月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認ください。

[11月12日]

- ・ 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

[11月15日]

- ・ 所得税の予定納税額の減額申請

[11月30日]

- ・ 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- ・ 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- ・ 9月決算法人の確定申告
- ・ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 3月決算法人の中間申告
- ・ 消費税の年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの中間申告
- ・ 消費税の年税額が4800万円超の法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（8・9月決算法人を除き、7月決算法人については2ヶ月分）

[11月中の市町村の条例で定める日]

- ・ 個人事業税の納付（第2期分）

③スタッフの一言

11月になり、私たちアリオンもクールビズの期間が終え、通常通りネクタイを締めるようになりました。久しぶりのネクタイで気持ちが引き締まりました。

今年も残すところ2ヶ月ですが、体調管理には十分気をつけて、少しでもみなさまのお役に立てるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（担当：青木）